

議事要旨(5)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長及び小堀研究員より、審議資料(5)「企業結合専門委員会の検討状況(2)」に基づき、平成19年12月に公表された論点整理における【論点3】から【論点6】に関する説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ 【論点3】について、「[案2]関連する定めを整備した上で、規則的な償却を廃止する。」とあるが、負ののれんをどうするのか明記したほうが良いという意見があった。事務局からは、文案の作成において検討するが、考え方は[案2]の場合の【追加論点】に記載のとおり、取得原価の配分をしたうえで、残額については利益とされる旨の回答があった。
- ・ 【論点5】について、[案2]のただし書きにおいて、関連会社株式については企業結合日において再測定は行わないとあり、それが国際的な会計基準とのコンバージェンスの方向性に沿っているということであるが、[案1]と比べて、日本においては[案2]の考え方が適当であるということか、また、コンバージェンスの観点から問題ないか、さらには、STEP2で見直しを行うのかという意見があった。事務局からは、日本の場合は少しずつ投資していくことが多いことと、既存の企業結合・事業分離の会計基準との全体的な整合性の観点から、関連会社についてはこのような考え方を採用する方向で検討されており、また、来年以降に行う予定であるSTEP2の検討方針は、現在の議論の対象外である旨の回答があった。
- ・ 【論点3】について、負ののれんは正ののれんと共に検討すべきであり、STEP2において正ののれんを検討する際には、負ののれんの見直しをするのかという意見があった。事務局からは、プロジェクト計画表のとおり、負ののれんについてはEUによる同等性評価に関連する短期項目のため、先に検討しており、また、STEP2において元へ戻すかどうかについては検討されていない旨の回答があった。
- ・ 【論点3】について、のれんの正と負の対称性についてはこだわる必要はなく、プレミアムとディスカウントでは経済的実態が異なるので問題ないという意見があった。
- ・ 【論点3】について、[案2]の理由として、負ののれんの性質が不明確であり負債として認識すべきでないという意見があったが、取得原価を配分できないものが負ののれんであるから、理由が不明であり、また、[案2]の場合の【追加論点】にて(2)取得原価の配分方法につ

いて任意規定（推奨）から義務規定へ変更とあるが、その理由が不明という意見があった。事務局からは、理由の記載は今後の文案の作成にて検討する旨の回答があった。

- ・ 【論点 5】について、[案 2]の理由 において、支配を獲得することによりいったん投資のリスクから解放されるとあるが、最初から段階的に取得を目指していれば、投資のリスクから解放されたといえないという意見があった。事務局からは、理由の記載は今後の文案の作成にて検討する旨の回答があった。

以 上